

随意契約理由書

1 業務名	計画基準の改定に係る基礎資料作成業務 (平成 28 年度)
2 業者名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、設計基準第 1 部計画基準(阪神高速道路株式会社 平成 21 年 6 月改定)の改定に係る基礎資料として、第 1 編から第 4 編に規定する内容について、関係法令・各種基準等の改廃状況を確認し、現行基準との整合性について整理を行うものである。その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の業務、諸技術基準、各仕様書、管理規定等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、阪神高速技研(株)は、他者よりも本業務を適切、かつ、効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定による。	